
第5次

しばた男女共同参画プラン

～あらゆる場で全ての人が輝ける町 しばたへ～

令和3年3月

柴田町

はじめに

柴田町では、男女共同参画の取組として、平成10年に「柴田町男女共同参画都市」を宣言して以降、男女が共に自立し、あらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現に向けて、平成28年から5年間の「第4次しばた男女共同参画プラン」を策定し、各分野における施策を実施してきました。

国では、平成27年に成立した女性活躍推進法等に基づく積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の実行や働き方改革等の推進を通じて、女性就業者数や上場企業の女性役員数が増加し、民間企業の各役職段階に占める女性の割合が着実に上昇しています。第4次男女共同参画基本計画の下、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」という目標に向けた道筋をつけてきており、指導的地位に就く女性が増える土壌が形成されてきています。

一方、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者からの暴力や性暴力の深刻化、女性の雇用や所得の不安定化等によって、改めて男女共同参画の重要性を認識させることとなりました。特にDV(ドメスティック・バイオレンス)被害者への支援等の諸課題の解決に向けては、「新しい生活様式」を踏まえた男女共同参画の視点からの取組がこれまで以上に必要とされています。

第4次しばた男女共同参画プランの成果を踏まえながらも、男女共同参画社会に向けた厳しい現状を見据えた上で、今回町では、あらゆる場で全ての人が輝ける柴田町を目指して、「第5次しばた男女共同参画プラン」を策定いたしました。

今後、本プランの推進に当たっては、町民の皆様、事業所や企業の皆様、関係機関の方々と連携しながら一体となって取り組むことが重要となりますので、なお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました「柴田町男女共同参画推進審議会」の委員の皆様をはじめ、計画の策定に携わっていただいた皆様に、心から感謝申し上げます。

令和3年3月

柴田町長 滝口 茂

柴田町男女共同参画都市宣言

わたくしたちは、男女がともに自立し、個性を発揮しつつ、ともに助け合うパートナーとしてあらゆる分野に参画できる新世紀の柴田町づくりに努めます。男女が共同参画して築く町づくりをめざし、ここに「柴田町男女共同参画都市」とすることを宣言します。

- ・ 男女がともに自立と平等をめざした人づくりをします
- ・ 男女がともに支えあい、働きやすい環境づくりをします
- ・ 男女がともに健康で安心してらせる環境づくりをします
- ・ 男女がともにあらゆる分野に参画するまちづくりをします
- ・ 男女がともに地球人として、世界平和に貢献します

平成10年6月17日

柴 田 町

目次

■第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景	1
2 計画の目的と理念	2
3 計画の名称	2
4 計画の位置づけ	2
5 計画の期間	2
6 計画とSDGs	3
7 計画の推進	3
8 計画の点検・評価	3
9 計画の体系	4

■第2章 男女共同参画推進のための施策

■ 基本目標1 社会全体における男女共同参画の実現	7
■ 基本目標2 家庭生活・子育て等における男女共同参画の実現	12
■ 基本目標3 学校教育における男女共同参画の実現	20
■ 基本目標4 職場における男女共同参画の実現	21
■ 基本目標5 地域における男女共同参画の実現	22

■第3章 計画の推進

1 計画の推進体制	24
2 計画推進のための取組	25

■参考資料	26
-------	----

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

我が国においては、平成27年から人口減少が続いており、今後も人口が急減すると見込まれています。これに加えて、ライフスタイルや世帯構成の変化、社会のグローバル化による産業競争の激化等により、経済社会の構造が変化し、非正規労働者の増大を始めとする雇用の不安定化や社会保障の持続性への懸念など、様々な問題が生じています。また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念、女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなりました。諸課題の解決に向けては、「新しい生活様式」を踏まえた男女共同参画の視点からの取組がこれまで以上に必要とされています。人口減少が進む中、将来にわたって活力ある日本を維持するためには、持続可能な地域社会を構築する必要があり、地域の実情に応じた取組が重要となっています。

柴田町の男女共同参画の取組としては、男女が共に自立し、あらゆる分野に参画できるまちづくりを目指し、平成10年に「柴田町男女共同参画都市」を宣言しました。また、平成24年4月には、町と住民が互いに協力しながら男女共同参画を推進するため、住民の参画により、柴田町における男女共同参画推進に関する基本理念を定めるとともに、町、住民、事業者及び教育関係者の責務及び施策を明らかにすることにより、心豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目的とした「柴田町男女共同参画推進条例」を制定しました。さらに、現在の男女共同参画行政の基本となる「しばた女性施策推進基本計画(しばた女性プラン 21)」を平成8年に策定し、第2次計画「第2次しばた女性政策推進基本計画(しばた男女共同参画プラン)」を平成13年に、第3次計画「第3次しばた男女共同参画プラン」を平成23年に、そして第4次計画「第4次しばた男女共同参画プラン」を平成28年に策定し、柴田町の男女共同参画施策の推進に取り組んできたところです。

本計画策定にあたっては、国が示す「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を順守し、かつ、「第6次柴田町総合計画前期基本計画(平成31年度[令和元年度]から令和4年度まで)」との整合を図りながら、これまでの計画に基づいて進めてきた諸施策の成果及びその課題を踏まえつつ、社会情勢の変化とともに男女共同参画に関する課題の変化も適切に把握し、具体的な計画策定に取り組むこととして策定しました。

また、本計画では、各施策及び事業の実行性を高めることを目的に、進捗状況等を客観的に判断するための成果目標を各事業に設定しています。さらに、その施策及び事業の成果について評価し、結果をフィードバックするマネジメントサイクル(PDCAサイクル¹)を導入することで、効果的に計画を推進していくこととします。

¹ PDCA サイクルとは、PLAN(計画)、DO(実施)、CHECK(評価)、ACTION(改善)の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

2 計画の目的と理念

本計画は、「柴田町男女共同参画推進条例」に基づき、心豊かで活力ある男女共同参画社会を実現するため、町、住民、事業者及び教育関係者の責任及び課題を明らかにし、条例における基本理念に沿って男女共同参画に関する施策を、総合的かつ計画的に取り組むことを目的として策定するものです。

柴田町男女共同参画推進条例における基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 暴力の根絶
- 3 社会制度又は慣行についての配慮
- 4 共同参画の機会確保
- 5 家庭生活及びその他の活動の両立
- 6 性と生殖に関する健康と権利の確保
- 7 国際社会との協調

3 計画の名称

本計画の名称は、「第5次しばた男女共同参画プラン」とします。また、職場や家庭生活、地域等、様々な場面で性別や年齢、障がいの有無等にかかわらず、全ての人が輝けることを目指し、「あらゆる場で全ての人が輝ける町 しばたへ」を副題とします。

4 計画の位置づけ

本計画は、「柴田町男女共同参画推進条例」に基づく、「男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」とし、かつ、町の最上位計画である「柴田町総合計画」の分野別の諸計画と整合が図られた計画とします。

また、基本目標4「職場における男女共同参画の実現」の項目は「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村基本計画を包含するものとし、その部分については「柴田町特定事業主行動計画」として位置づけます。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行います。

6 計画とSDGs

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、SDGsの17の目標(ゴール)のうち、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」に主に関連します。しかし、実現のためには「ゴール1 貧困をなくそう」、「ゴール3 すべての人に健康と福祉を」、「ゴール8 働きがいも経済成長も」、「ゴール10 人や国の不平等をなくそう」、「ゴール17 パートナリシップで目標を達成しよう」などの実現も必要になります。男女共同参画社会の実現は、SDGsの目標達成に貢献することにつながります。



7 計画の推進

計画の推進にあたっては、庁内の関係課で構成する「柴田町男女共同参画推進連絡会議」において、計画の総合的調整及び庁内の横断的な連携強化を図り、効果的な取組を推進します。

また、計画の進捗状況などについては「柴田町男女共同参画推進審議会」が調査・審議を行います。

さらに、本計画においては、各施策事業にAからDまでの4つの関連要因を示しており、重要度や業務量、達成までに時間がかかる・かからないなどといったことが想定できることから、実施計画を立てるうえでの業務分担など、効率的な業務遂行が期待できます。

各施策事業の関連要因

- A 法律・制度が関連している
- B 国・県の財政支援等が関連している
- C 町民や町内企業等の協力体制が関連している
- D 町単独での予算や体制が関連している

8 計画の点検・評価

計画の評価にあたっては、PDCAサイクルを活用し、事業の成果などについて客観的に判断します。各事業の所管課で行う一次評価と、これを取りまとめるまちづくり政策課による二次評価に加え、柴田町男女共同参画推進審議会において必要な提案や助言をいただき、その結果を町民に公表するとともに、より効果的に計画を推進するため、翌年度事業に反映します。

基本目標1 社会全体における男女共同参画の実現

施策1-1 女性の職業能力開発と多様な働き方への支援

- 職業能力開発講座の実施
- 女性の再就職支援
- 国・県等の各種助成金や起業家に対する融資制度等の情報提供
- 「柴田町企業情報ガイダンス」開催による地域の高校生への地元企業情報の紹介

施策1-2 起業・経営への女性や若者の参画推進

- 女性の起業・創業、雇用によらない働き方に向けた支援
- 女性農業起業家研修会等の実施
- コラボ商品開発のための研修会等の開催

施策1-3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 審議会等における女性委員登用の促進

施策1-4 男女共同参画に関する情報の収集・提供

- 男女共同参画情報紙の発行
- 町内企業による取組事例の紹介

基本目標2 家庭生活・子育て等における男女共同参画の実現

施策2-1 妊娠から子育てまで切れ目のない親子の支援

- 妊産婦相談事業の実施
- 乳児全戸訪問事業
- 産後ケア事業の実施
- 宮城県自治体保健師合同就職説明会への参加
- 県内自治体保健師活動紹介ガイドブックへの記事掲載
- 専門職員(保健師等)の増員
- 育児ヘルプサービス支援事業
- 子育て相談事業
- 保育体制の充実
- ひとり親家庭等への支援の充実

施策2-2 生涯にわたる包括的な健康支援

- がん検診の実施
- 健康づくり教室等の実施
- 心の健康相談の実施
- 思春期保健事業の実施

施策2-3 あらゆる暴力の根絶と発生を防ぐための意識啓発

- 支援措置制度運用マニュアルの作成
- 窓口証明書交付マニュアルの作成
- DV相談窓口に関する情報の発信
- 児童虐待の防止と支援体制の充実

施策2-4 高齢者・障がい者に対する福祉や支援の充実

- 生活困窮者の自立支援
- 介護に関する養成講座の充実
- 介護に関する相談窓口の充実
- 障がい者相談事業の実施
- 障害者虐待防止センター事業や障害福祉サービス事業等の周知
- 柴田町社会福祉協議会だよりの発行
- 地域支え合い研修会の実施

基本目標3 学校教育における男女共同参画の実現

施策3-1 学校教育における様々な立場の人への理解促進

- 人権教室の開催

基本目標4 職場における男女共同参画の実現

施策4-1 人材育成とワークライフバランスの推進

- 女性管理職の積極的登用
- ワークライフバランスの推進

基本目標5 地域における男女共同参画の実現

施策5-1 地域活動に積極的に参加できる環境整備

- 父親向け事業「イクメン講座」の実施
- 地域デビュー事業の実施

施策5-2 防災への女性参画の促進

- 学校・地域における防災教育の充実
- 防災指導員の養成

第2章 男女共同参画推進のための施策

■基本目標1 社会全体における男女共同参画の実現

女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく企業の取組、保育の受け皿整備、両立支援等これまでの官民の積極的な取組により、いわゆるM字カーブ²問題は解消に向かっており、第1子出産前後の就業継続率は5割を超えました。しかしながら、依然として、育児や介護を理由に就業を希望しながら求職していない女性は数多く存在します。

これら女性の職業生活における活躍を阻害している要因としては、ライフスタイルの多様化に加えて、現在も家庭や地域、職場などに根強く残っている固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や様々な社会制度・慣行があること等が考えられます。

女性が、自らの職業能力を高め、出産・育児・介護などで就業を中断した場合であっても再就職が可能となるよう、就業に向けた相談・情報提供を行うとともに、柴田町も含め企業内では女性の管理的職業従事者が少ないことから、今後はロールモデル³となる女性の養成に取り組んでいく必要があります。さらに、起業・創業、社会全体での雇用によらない多様な働き方を選択する女性や、自営業などに携わる女性に対する支援にも取り組みます。

また、農業生産や地域活動の分野で女性は重要な役割を担っています。起業や事業継承を検討している女性に対し、研修会等を開催し起業後の事業運営のフォロー等、企業に関する相談・支援体制を充実させる必要があります。

近年、女性の社会進出が増えたことに伴い、様々な分野で活躍する女性は多くなりましたが、政策・方針決定過程での指導的な地位への女性の参画は未だ進んでいないのが現状です。社会の構成員の半数を占める女性の意思及び意見を公正に反映させるため、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を引き続き推進していきます。

社会全体における男女共同参画の実現に向けて、この項では以下の4つの施策に取り組みます。

施策1-1 女性の職業能力開発と多様な働き方への支援

施策1-2 起業・経営への女性や若者の参画推進

施策1-3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策1-4 男女共同参画に関する情報の収集・提供

²M字カーブとは、女性の年齢階級別労働力率をグラフで表したときに描かれる M 字型の曲線のことで、出産・育児期にあたる 30 歳代で就業率が落ち込み、子育てが一段落した後に再就職する人が多いこと。

³ ロールモデルとは、将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考となるモデルのこと。

施策1-1 女性の職業能力開発と多様な働き方への支援

女性が職業生活において活躍するためには、性別にかかわらず、一人一人が自己の能力を最大限に生かし、安心して働ける環境づくりに取り組む必要があります。女性が自らの職業能力を高めるとともに、子育てや介護等で就業を中断した女性が再就職可能となるよう、仙南地域職業訓練センターや柴田町商工会等の関係機関と連携し、再就職のための資格取得や就職活動に関する研修、働く動機付けのためのセミナー等の職業能力開発の機会を設けることや、就業に向けた情報提供等を行います。

主な事業／概要				
1	●職業能力開発講座の実施(担当課:商工観光課) 仙南地域職業開発訓練センターとの連携により、働くための技術取得や意識改革を図ります。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	地域企業で働く女性社員を対象とした「女性社員キャリアアップ研修」の女性受講者数	年間5人	年間10人	D
2	●女性の再就職支援(担当課:商工観光課) 女性の再就職支援として、資格取得や就職活動に関するセミナー、働く動機付けとなる研修を実施します。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	離職者等再就職訓練の実施回数	年1回以上	年2回以上	D
3	●国・県等の各種助成金や起業家に対する融資制度等の情報提供(担当課:商工観光課) 雇用関係助成金や各種制度融資等、雇用者や起業家が役立つ情報の提供を行います。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	雇用関係助成金や融資制度等の情報提供回数	年1回以上	年2回以上	D
4	●「柴田町企業情報ガイダンス」開催による地域の高校生への地元企業情報の紹介(担当課:商工観光課) 高校生の就職活動解禁前の7月を目途に「柴田町企業情報ガイダンス」を開催し、地元企業の事業内容や採用活動等の情報提供の機会を提供します。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	「柴田町企業情報ガイダンス」の開催回数	R1初開催 (R2は中止)	年1回開催	D

施策1-2 起業・経営への女性や若者の参画推進

子育てや介護などにより離職した者の再就職や起業・創業、社会全体での雇用によらない多様な働き方を選択する女性や、自営業などに携わる女性に対する支援にも取り組みます。

農業生産や地域活動の分野においては、女性は重要な役割を担っています。起業や事業継承を検討している女性に対し研修会等を開催し、起業後の事業運営のフォロー等、企業に関する相談・支援体制を整えます。また、各地域や団体の既存資源を活用した新しい商品の開発に向けて研修会等を開催します。

主な事業／概要				
1	●女性の起業・創業、雇用によらない働き方に向けた支援(担当課:商工観光課) 商工会等が開催する創業支援セミナー等を通し、創業支援制度や融資制度・労務管理等の勉強会や情報提供を行います。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	創業支援セミナー(勉強会・相談会・情報提供)の女性受講者数	年間0人	年間3人	D
2	●女性農業起業家研修会等の実施(担当課:農政課) 起業に関する情報提供・相談及び支援を実施し、起業家相互の交流や連携を通して意識向上を図ります。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	女性農業起業家研修会等の開催回数	—	年1回以上	D
3	●コラボ商品開発のための研修会等の開催(担当課:農政課) 既存している企業・個人の商品(農産物)等を生かして、新しい商品の開発・販売ができるよう研修会等を開催します。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	新商品開発の個数	—	1個以上	C

施策1-3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

当町の条例等に定めのある審議会等委員に女性が参画している割合は、国が定める政策・方針決定過程への女性の参画目標値である30%を達成しています。今後もこれを維持し、さらに女性登用率が低い、もしくは女性が登用されていない審議会等の解消を目指します。

各審議会等の改選時期を把握し、関係団体から委員の推薦を得る場合にあっては、性別を指定する等の積極的な女性参画を促進します。

主な事業／概要			
1	●審議会等における女性委員登用の促進(担当課:まちづくり政策課) 主に女性の登用率30%未満の審議会等所管課に対し、女性の登用が進むよう協力依頼をします。		
	測定指標	現状値	目標値
	審議会等における女性委員登用率	37.5%	35%以上
			関連要因
			D

施策1-4 男女共同参画に関する情報の収集・提供

社会的には男女共同参画を推進する様々な取組が進められており、法律・制度が充実し、だんだんと意識が浸透しているものの、町民がそれを実感できていないように感じます。固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や固定観念が、長年にわたり人々の中に形成されてしまったことが要因として考えられます。広報活動を通して、男女共同参画におけるあらゆる情報発信をし、町民への学習機会の提供と意識高揚を図ります。

主な事業・概要				
1	●男女共同参画情報紙の発行(担当課:まちづくり政策課) 男女共同参画に関するあらゆる情報をまとめ、町民に発信します。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	男女共同参画情報紙の発行頻度	年1回以上	年2回以上	D
2	●町内企業による取組事例の紹介(担当課:まちづくり政策課) 町内企業による育児休暇取得状況(特に男性の育児休暇取得)や女性管理職の登用状況等の取組事例を公表し、他の企業の意識高揚を図ります。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	広報紙等での特集記事として掲載	—	1企業以上	C

■基本目標2 家庭生活・子育て等における男女共同参画の実現

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提となります。

特に、妊娠・出産を経験する女性に対し、情報の提供や相談・支援体制の整備を行う等切れ目のない支援を実施するとともに、子どもを産み育てやすい環境の整備に努めなければなりません。

また、DV(配偶者等からの暴力)や児童虐待、各種ハラスメント等の暴力は、精神や身体、生命を脅かす行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。暴力を受けた被害者が安心して相談できるよう、相談窓口の周知を徹底するとともに、被害者の保護体制の充実及び自立に向けた支援を図ります。

福祉の面においても、75歳以上の高齢者が増加し、それに伴って介護サービスの需要が年々増加するのに対し、事業所等では保健師や看護師、介護福祉士など、サービスの提供に必要な人材を確保するのが困難となっており、地域における支え合いの機能の低下が懸念されています。

これらの様々な困難な状況を踏まえ、家庭生活・子育て等における男女共同参画を実現するために、この項では以下の4つの施策に取り組みます。

施策2-1 妊娠から子育てまで切れ目のない親子の支援

施策2-2 生涯にわたる包括的な健康支援

施策2-3 あらゆる暴力の根絶と発生を防ぐための意識啓発

施策2-4 高齢者・障がい者に対する福祉や支援の充実

施策2-1 妊娠から子育てまで切れ目のない親子の支援

妊娠・出産期は、女性にとって大きな節目であり、安全に子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育てにわたり切れ目ない支援体制を構築する必要があります。

また、母子の心身の健康を保つためには、保健師などによる妊娠から子育てまでの声掛けや相談体制の充実を図るとともに、子育て中の男女がともに活動しやすい環境を整える必要があるため、ひとり親家庭への支援や待機児童の解消に向けた各種保育事業の充実に取り組みます。

主な事業／概要				
1	●妊産婦相談事業の実施(担当課:健康推進課) 子育て世代包括支援センター事業として、母子健康手帳交付時に専門職員から全妊婦へ個別相談を実施し、必要な情報の把握及び相談しやすい体制を構築します。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	母子健康手帳交付時の面談の実施割合	100%	100%	D
2	●乳児全戸訪問事業(担当課:健康推進課) 原則として生後4か月を迎えるまでの乳幼児がいる全ての家庭に訪問します。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	生後4か月までの乳幼児家庭への全戸訪問のうち、未実施の家庭について状況を把握している割合	未実施家庭4件のうち、未把握なし	未実施家庭の未把握なし	D
3	●産後ケア事業の実施(担当課:健康推進課) 令和元年12月の母子健康法の一部改正により、産後ケア事業が市町村の努力義務として法定化されました。産後、退院してから1か月程度、助産師や保健師等からの指導やケアを行います。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	産後ケア事業の実施	未実施	実施	D
4	●宮城県自治体保健師合同就職説明会への参加(担当課:健康推進課) 県が主催する保健師向け就職説明会に参加し、自治体ブースでの情報発信を行います。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	就職説明会への参加回数	年1回	年1回	D

5	<p>●県内自治体保健師活動紹介ガイドブックへの記事掲載(担当課:健康推進課)</p> <p>柴田町の保健事業を紹介する記事を作成し、ガイドブックに掲載します。</p>			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	記事の掲載回数	年1回	年1回	D
6	<p>●専門職員(保健師等)の増員(担当課:健康推進課)</p> <p>切れ目ない支援には専門職のマンパワーが必要となるため、職員採用試験を継続的に実施し、専門職員を増員します。</p>			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	専門職員(保健師等)の人数	10人	11人	D
7	<p>●育児ヘルプサービス支援事業(担当課:子ども家庭課)</p> <p>育児や家事等の支援を必要とする産前・産後期の精神的・肉体的負担の軽減のためホームヘルパーを派遣します。</p>			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	育児ホームヘルパー派遣件数	年間30件	年間50件	D
8	<p>●子育て相談事業(担当課:子ども家庭課)</p> <p>子育てに関する悩みごと等に対し、児童家庭相談員を配置し、相談体制の充実と必要な支援へ繋がります。</p>			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	相談員の勤務体制	1人	2人	D
9	<p>●保育体制の充実(担当課:子ども家庭課)</p> <p>出産後、就労しやすい環境を整えるために新規保育事業者等の誘致に取り組み、待機児童解消に努めます。</p>			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	新規保育事業者等の確保	7	9	C
10	<p>●ひとり親家庭等への支援の充実(担当課:子ども家庭課)</p> <p>ひとり親家庭のお父さん、お母さんが病気や仕事のため、家事や育児等一時的に日常生活に支障が生じた場合は、家庭支援員を派遣し、日常家事等のサポートを行います。</p>			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	家庭生活支援員の派遣件数	年間40件	年間90件	D

施策2-2 生涯にわたる包括的な健康支援

生涯を通じた健康の保持のためには、疾患の罹患状況や、健康の社会的決定要因とその影響が男女で異なることから、性差に応じた的確な保健・医療を受けることが必要です。

健康に関する正しい情報・知識の普及啓発を図り、身体だけでなく心の病気に対しても必要な支援を行います。

主な事業／概要				
1	●がん検診の実施(担当課:健康推進課) 国の指針に基づく胃・子宮・肺・乳・大腸がん検診の他、前立腺がん検診を実施します。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	がん検診の実施	継続実施	継続実施	D
2	●健康づくり教室等の実施(担当課:健康推進課) 健康づくり教室等において、健康に関する正しい情報・知識の普及啓発を図ります。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	まちづくり出前講座、各種健康相談・健康教室の参加者数(年度)	1,830人	2,000人	D
3	●心の健康相談の実施(担当課:健康推進課) 精神科医による個別相談を実施します。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	個別相談の実施回数	月1回	月1回	D
4	●思春期保健事業の実施(担当課:健康推進課) 中学校3年生以上の家庭科の授業において、妊婦疑似体験や子どもと触れ合う体験を通し、父性・母性の育成を図ります。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	思春期保健事業の実施	町内3中学校	町内3中学校	D

施策2-3 あらゆる暴力の根絶と発生を防ぐための意識啓発

ドメスティック・バイオレンス(DV)⁴やセクシュアル・ハラスメント⁵、性暴力などの女性に対する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女が対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものと言えます。近年では女性のみならず、男性のDV被害も増加してきていることに加え、新型コロナウイルス感染症に伴い、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念され、精神的暴力を含め配偶者等からの暴力に関する相談件数が増加しています。また、DVと児童虐待は密接な関係にあると言われていたなど、多様な視点で暴力を容認しない社会環境を整備するための教育・啓発をより強力に推進する必要があります。

あらゆる暴力の根絶に向けては、暴力を生まないための啓発や予防教育を行うことに加え、被害者が相談しやすい体制を整えるとともに、県やその他の関係機関との役割分担と相互連携を強化し、被害者に対する効果的な支援を行います。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、この法律を準用することとされたことから、この内容の周知徹底を図ります。

主な事業／概要				
1	●支援措置制度運用マニュアルの作成(担当課:町民環境課・槻木事務所) 被害者への支援期間について、事務処理要領に定めはあるものの延長等の手続きに出来ない者が多く、実務上支援措置を継続するか等不明確な点が多いため、マニュアルを作成し一貫した運用を定めます。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	マニュアル作成の進捗状況及び運用状況	—	作成及び運用	D
2	●窓口証明書交付マニュアルの作成(担当課:町民環境課・槻木事務所) 第三者請求やなりすまし等による証明書の請求に対する誤配布を防ぐため、事実関係の確認方法等をケース毎にまとめたマニュアルを作成し、窓口に備え付けます。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	マニュアル作成の進捗状況及び運用状況	—	作成及び運用	D

⁴ ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。

⁵ セクシュアル・ハラスメントとは、職場・学校などで、相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ、性的なことばや行為のこと。

3	●DV相談窓口に関する情報の発信(担当課:子ども家庭課) 関係機関との連携を強化し、相談・支援体制を整備します。DVに関する情報発信を行い、理解の促進を図ります。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	広報紙やホームページ等での情報発信回数	年1回	年に数回	D
4	●児童虐待の防止と支援体制の充実(担当課:子ども家庭課) 児童虐待に関する理解や関心を深めるための啓発に取り組むとともに、突発的に発生する事案に対しても迅速に対応する体制を構築します。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	広報紙などによる啓発回数	年1回	年に数回	D
	要保護児童対策地域協議会の開催回数	年2回	毎週開催	D

施策2-4 高齢者・障がい者に対する福祉や支援の充実

晩婚化・未婚化や高齢者人口の増加による単身世帯、離婚によるひとり親世帯が増加しており、特に女性については、出産・育児・介護等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として、貧困など生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

また、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律などを踏まえ、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向けて取り組まなければなりません。

このため、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる環境整備を進めるとともに、各種の支援事業について十分に理解されるよう啓発に取り組めます。

主な事業／概要				
1	●生活困窮者の自立支援(担当課:福祉課) 宮城県南部自立相談支援センターや関係機関と連携し、生活面や就労面の支援をすることで生活困窮者の自立を目指します。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	宮城県南部自立相談支援センターの相談件数	年間130件	年間150件	D
2	●介護に関する養成講座の充実(担当課:福祉課) 出前講座等を開催します。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	出前講座等の参加者と回数(年間)	412人、11回	453人、13回	D
3	●介護に関する相談窓口の充実(担当課:福祉課) 地域包括支援センターの周知を図ります。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	介護の相談件数(年間)	延べ5,010人	延べ5,050人	D
4	●障がい者相談事業の実施(担当課:福祉課) 障がい者が自立した日常生活を送れるよう、多様な相談に応じ、必要な情報を提供し、生活や就労の支援の充実を図ります。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	障がい者相談支援事業利用者数	年間94人	年間100人	D

5	●障害者虐待防止センター事業や障害福祉サービス事業等の周知(担当課:福祉課) 障がい者への虐待をなくし、障がい者が不利益を被らないよう基幹相談支援センターの充実や関係者との連携を強化し、障がい者の権利を守る体制づくりを推進するとともに、事業の周知を行います。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	広報紙などを活用した情報発信	年2回	年3回以上	D
6	●柴田町社会福祉協議会だよりの発行(担当課:柴田町社会福祉協議会) 地域住民が主体となって、住民の生活を守り、向上していくために福祉コミュニティづくりの情報を発信します。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	柴田町社協だより情報紙の発行頻度	—	年3回以上	D
7	●地域支え合い研修会の実施(担当課:柴田町社会福祉協議会) 地域支え合い研修会を開催します。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	研修会開催回数	年1回	年1回	C

■基本目標3 学校教育における男女共同参画の実現

男女共同参画社会を推進する様々な取組が進められており、法制度の整備も進んできたものの、依然として社会全体が変わるまでには至っていません。その背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)があることが挙げられます。これらの意識や偏見を解消するためには、家庭、地域、職場、学校、メディアなどのあらゆる場を通じて、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、男女共同参画を親しみやすく分かりやすいものとする事が重要です。

これらの課題を解決するため、この項では以下の施策に取り組みます。

施策3-1 学校教育における様々な立場の人への理解促進

施策3-1 学校教育における様々な立場の人への理解促進

次代を担う子どもたちの男女共同参画に関する理解の促進を図るため、学校生活や道徳・家庭科・社会公民等の授業だけでなく、人権教室を開催し、人権尊重や男女平等の意識を育みます。

また、生涯にわたり、男女共同参画に関する正しい知識を持って行動できるよう、人格形成期である小・中学生の意識啓発に努めます。

主な事業／概要				
1	●人権教室の開催(担当課:教育総務課) 児童・生徒一人一人が思いやりの心を育み、男女平等の理念を理解できるよう学習機会の充実を図ります。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	人権教室の継続実施と開催校の増加	8校	9校	D

■基本目標4 職場における男女共同参画の実現

働くことを希望する全ての人が、仕事と子育て・介護・社会活動などを含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、働き方改革関連法等を踏まえ、長時間労働の削減や生産性の向上を推進し、ライフステージや個々の事情等に対応した多様で柔軟な働き方の実現を図ります。

また、女性管理職の登用拡大に向けて、研修や多様な職務機会の付与等による積極的・計画的な育成や相談体制の整備、出産・育児期等を迎える前または出産・育児期等を超えてから前後に将来のキャリアアップに必要とされる重要な職務経験を積ませ、登用につなげるなどの柔軟な人事管理を促進します。

職場における男女共同参画を実現するため、この項では以下の施策に取り組みます。

なお、柴田町においては、第7次定員適正化計画に沿った定員管理を行うと共に、政策形成能力・業務遂行能力を高める研修を強化し、住民ニーズの多様化に対応できる人材育成を行い、かつ、「柴田町特定事業主行動計画」を定め、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供や、職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な環境整備に取り組みます。

施策4-1 人材育成とワークライフバランスの推進

施策4-1 人材育成とワークライフバランスの推進

今後ますます複雑化、多様化する行政分野の円滑な推進のためには、職員一人一人の能力向上と、職員数の適正化を図るとともに、能力や適正に応じた女性の管理職の登用が必要です。

町では、第7次定員適正化計画に沿った定員管理を行いながら、政策形成能力・業務遂行能力を高める研修を強化し、住民ニーズの多様化に対応できる人材育成を行うと共に、能力や適正に応じて、女性管理職の登用を行い組織の活性化を図ります。

また、ワークライフバランスを推進するため、男女ともに長時間労働の抑制や多様で柔軟な働き方の実現に努め、仕事と生活の調和への意識啓発を図ります。

主な事業／概要				
1	●女性管理職の積極的登用(担当課:総務課) 全ての職員が意欲・能力を発揮できるよう、さらなる女性の人材育成と管理職登用を図ります。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	柴田町の女性管理職の登用率	35%	35%	D
2	●ワークライフバランスの推進(担当課:総務課) ワークライフバランスをテーマにした研修の開催や、国・県の啓発事業を広く周知し、理解と普及に努めます。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	時間外勤務の年間平均時間	159.9時間	140時間	D

■基本目標5 地域における男女共同参画の実現

地域活動における担い手の確保や高齢化が課題となっているなかで、地域の多様化する課題・ニーズに対応していくためには、様々な視点から課題解決ができる人材の確保や性別や年齢に関わらず誰もが地域活動や地域づくりに参画することが必要です。

また、災害などの緊急時においては、性別に基づく固定的な役割分担意識が顕著に現れることから、平常時において、特に防災訓練の際は、男女共同参画の視点を含んだ訓練になるよう配慮することが重要です。

地域における男女共同参画を実現するため、この項では以下の2つの施策に取り組みます。

施策5-1 地域活動に積極的に参加できる環境整備

施策5-2 防災への女性参画の促進

施策5-1 地域活動に積極的に参加できる環境整備

固定的な性別役割分担意識については、男性と女性のいずれにも存在しますが、一人一人の意識が変わり、固定観念にとらわれなくなることで、男性も女性もお互いを尊重しながら、長い人生の中で主体的で多様な選択ができ、自分らしく生きられることにつながります。男性が家事や育児、地域活動に参画することに対して、意識啓発などを通じて理解の促進を図ることが重要です。

男性の家庭参画及び地域参画を促進するために、子育て世代を含む若年層から定年退職を迎えた団塊の世代までの幅広い世代が参加できる学習機会を提供します。

主な事業／概要				
1	●父親向け事業「イクメン講座」の実施(担当課:生涯学習課) 父親の育児参加を促進するために父と子が一緒に楽しめる体験型学習を主とした講座を開催し、男性の家庭参画を推進します。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	取組施設と回数(年間)	2施設(計3回)	3施設(計3回)	D
2	●地域デビュー事業の実施(担当課:生涯学習課) 定年退職後の男性の生きがいづくりのために、地域資源を活用した体験学習の講座を開催し、地域参画を支援します。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	男性受講者の増加	17.9%	25%	C

施策5-2 防災への女性参画の促進

防災に関する政策については、性別や世代別に対応したきめ細かな支援が必要であり、女性の立場から意見を反映させていくことが必要です。また、当町の消防団員数は定員を下回っていることから、男性のみならず女性や学生の消防団員確保に向けた取組も検討していかなければなりません。

様々な防災活動の場面での情報発信を通じ、防災分野への男女共同参画の必要性を地域に浸透させるため、防災教育を行います。

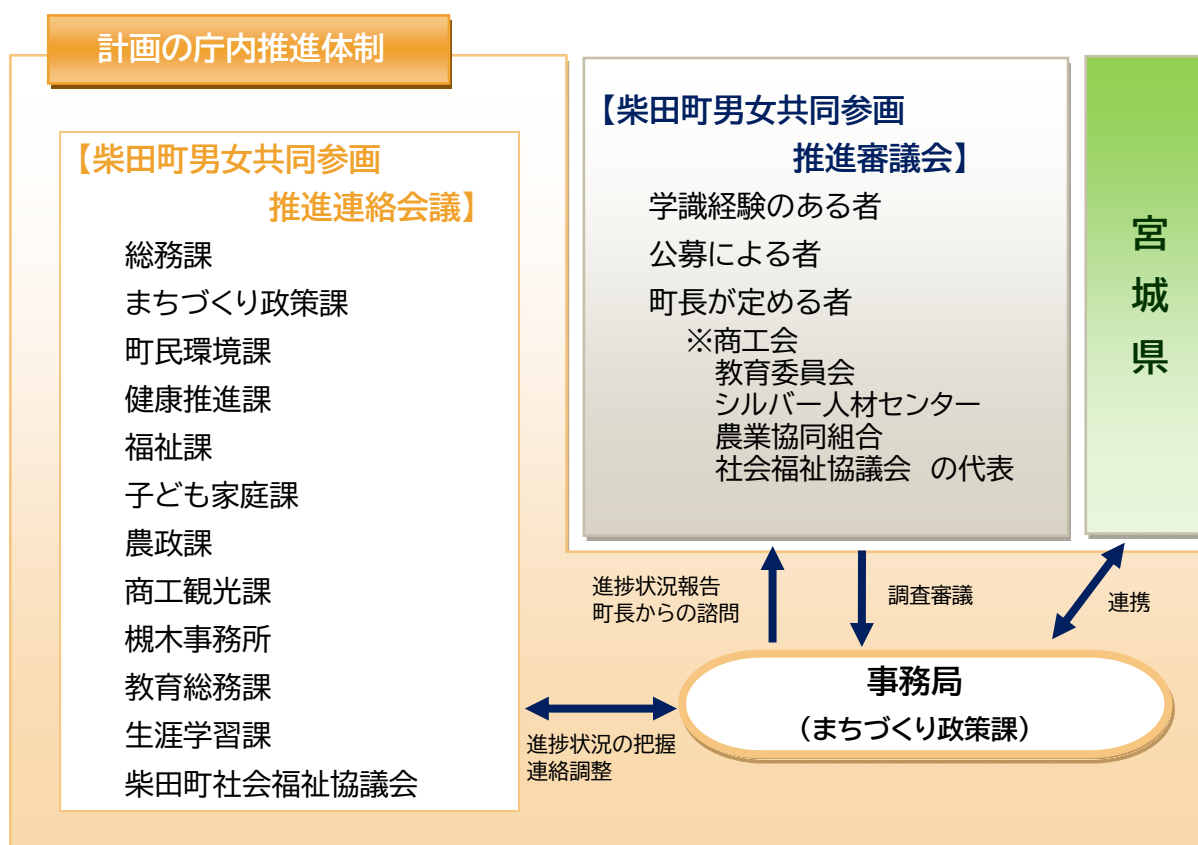
主な事業／概要				
1	●学校・地域における防災教育の充実(担当課:総務課) 防災訓練に合わせて、出前講座による学校・地域における防災教育を行います。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	自主防災会訓練・出前講座の回数	年間12件	年間15件	C
2	●防災指導員の養成(担当課:総務課) 防災指導員を養成し、各自主防災組織に女性1名以上の防災指導員を配置します。			
	測定指標	現状値	目標値	関連要因
	女性の防災指導員が1名以上配置されている自主防災組織の割合	66.6%	100%	C

第3章 計画の推進

1 計画の推進体制

男女共同参画の推進に関する施策は広範・多岐にわたることから、本計画を総合的かつ円滑に推進するため、庁内組織である「柴田町男女共同参画推進連絡会議」において横断的な調整・検討を行うことと併せて、学識経験者や町内代表者等で構成する「柴田町男女共同参画推進審議会」は、町長の諮問に応じて必要な調査審議を行い、その結果をもって本計画の効果的な推進を図ります。

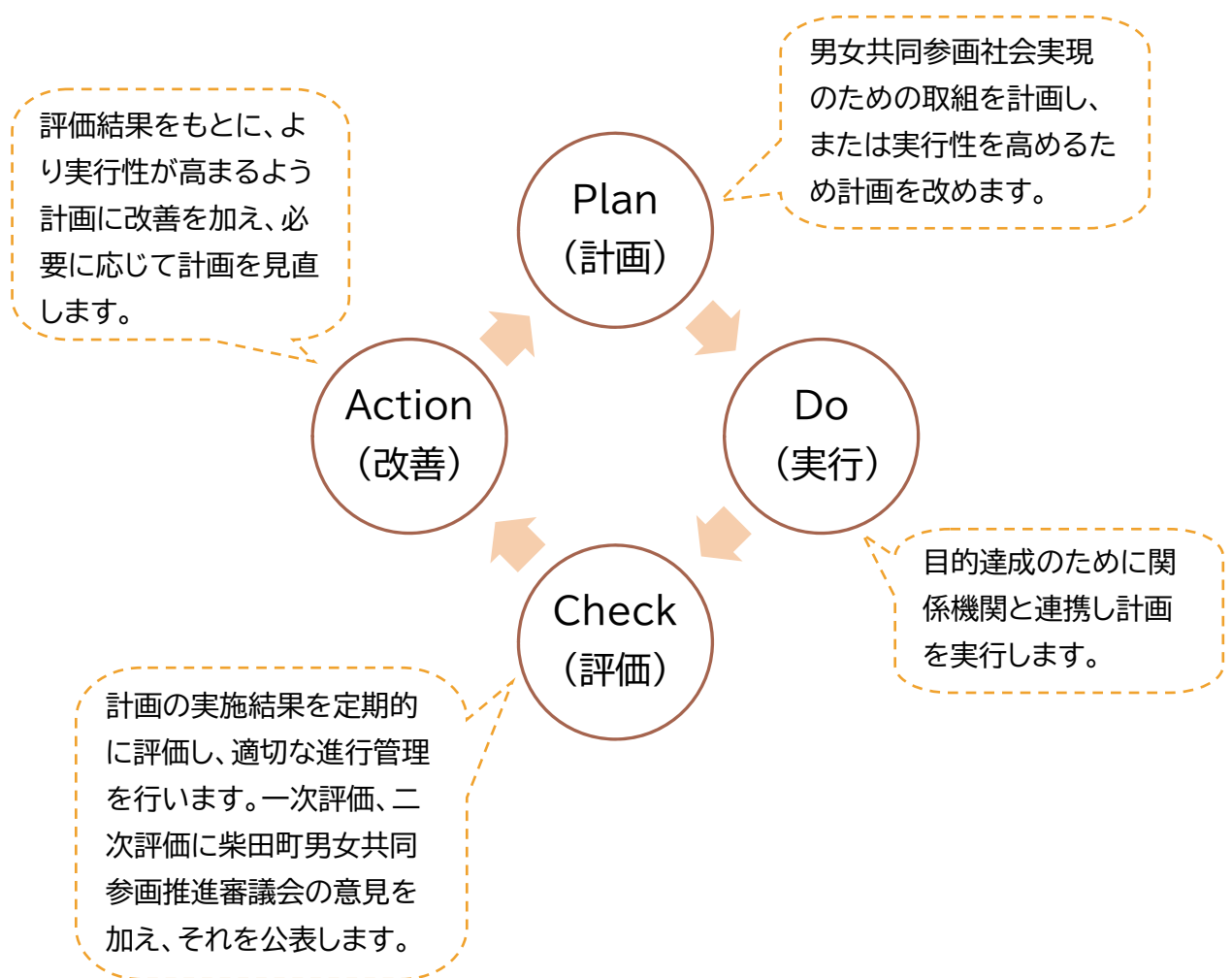
また、宮城県との関係強化に努め、取組の相互調整を図りながら、より一層計画の充実を図るものとします。



2 計画推進のための取組

本計画の推進にあっては、各事業に数値目標を設定し客観的な評価を可能にしておき、年度ごとの進捗状況を把握・検証し、その結果を公表すると同時に次の取組にフィードバックする、マネジメントサイクル(PDCAサイクル)の導入をもって適切な進行管理に努め、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の評価については、各事業の所管課で行う一次評価と、これを取りまとめるまちづくり政策課による二次評価に加え、柴田町男女共同参画推進審議会において必要な提案や助言をいただき、計画の実行性を高めます。



参 考 資 料

■男女共同参画社会基本法	27
--------------	----

■柴田町男女共同参画推進条例	32
----------------	----

■柴田町男女共同参画推進審議会条例	36
-------------------	----

■令和2・3年度柴田町男女共同参画推進審議会委員名簿	37
----------------------------	----

■次世代育成支援対策推進法とは	38
-----------------	----

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要	40
----------------------------	----

■パブリックコメント 実施概要	41
-----------------	----

男女共同参画社会基本法(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正:平成十一年一月二日法律第一六〇号

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

柴田町男女共同参画推進条例

平成 24 年 1 月 25 日
条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 基本理念(第 3 条)

第 3 章 町、住民、事業者及び教育関係者の責務(第 4 条—第 7 条)

第 4 章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限(第 8 条・第 9 条)

第 5 章 男女共同参画を推進するための基本的施策(第 10 条—第 20 条)

第 6 章 柴田町男女共同参画審議会(第 21 条)

第 7 章 雑則(第 22 条)

附則

前文

すべての人が、性別や年齢にかかわらず個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を発揮できる社会を実現することは、私たち住民の願いです。

柴田町では、男女が共に自立し、あらゆる分野に参画できるまちづくりを目指し、平成 10 年に男女共同参画都市を宣言しました。また、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会形成のための取組を進めてきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識と、それに基づく社会の制度や慣行は根強く残っており、社会の様々な分野で男女間の格差が生じています。このような状況を改善し、すべての人が自らの意思で多様な生き方を選択し、共に責任をもって築き上げる真の男女共同参画社会の実現が望まれます。

私たちは男女が平等な社会の実現を目指し、町と住民が互いに協力しながら男女共同参画を推進するため、住民の参画によりこの条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女の人権の尊重及び平等の理念に基づき、男女共同参画の推進に関する基本理念(以下「基本理念」といいます。)を定めるとともに、町、住民、事業者及び教育関係者の責務及び施策を明らかにすることにより、心豊かで活力ある男女共同参画社会を実現することを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおり定めます。

- (1) 男女共同参画 すべての人が、性別にかかわらず、互いにその人権を尊重しつつ、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画し、責任を担うことをいいます。
- (2) 住民 町内に居住する人、通勤又は通学をする人及び町内で活動する人をいいます。
- (3) 事業者 町内において営利又は非営利を問わず事業活動を行う個人及び団体をいいます。
- (4) 教育関係者 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育にかかわる人をいいます。
- (5) 積極的改善措置 男女共同参画を推進するため、必要な範囲内において、男女間の格差を積極的に改善することをいいます。
- (6) 性別による人権侵害行為 性別による差別的取り扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどをいいます。
- (7) セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ) 相手の意に反する性的言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は就業その他の生活環境を害することをいいます。
- (8) ドメスティック・バイオレンス(配偶者等への暴力) 配偶者その他の親密な関係にある者による身体的、精神的、性的又は経済的な暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

第2章 基本理念

第3条 男女共同参画の推進に当たり、次に掲げる事項を基本理念とします。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての人権が尊重され性別による差別的な取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及び性同一性障害を持つ人その他の多様な性を持つ人の人権についても配慮すること。
- (2) 暴力の根絶 ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントを根絶すること。
- (3) 社会制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行を解消し、すべての人が社会における活動の選択を自由に行えること。
- (4) 共同参画の機会確保 町の政策、地域及び事業者等における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会を確保するために、積極的改善措置をとること。
- (5) 家庭生活及びその他の活動の両立 性別にかかわらず誰もが家族の一員として、社会的支援の下に子ども・青少年の養育、家族の介護その他の家庭生活、学校、職場、地域等の活動を両立できるようにすること。
- (6) 性と生殖に関する健康と権利の確保 男女が互いに尊重し合い、生涯にわたり健康な生活を営むこと。妊娠、出産その他の性と生殖に関しては、産む性としての女性の身体的機能に配慮し、その自己選択及び自己決定権が尊重されること。
- (7) 国際社会との協調 国際社会の取組を十分理解し、男女共同参画の推進に関する施策への反映に努めること。

第3章 町、住民、事業者及び教育関係者の責務

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。

2 町は、男女共同参画の推進に当たっては、住民、事業者、教育関係者、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組みます。

(住民の責務)

第5条 住民は、基本理念に基づき、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる分野に、積極的に参画するとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たって、男女共同参画を積極的に推進するとともに、働く男女が仕事と家庭生活等を両立させることができるよう適切な職場環境を整備し、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念に基づき、地域、学校、家庭等の相互の連携を図りながら男女共同参画の推進に努めます。

第4章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、性別を理由として、直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはなりません。

2 すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを行ってはなりません。

(情報に関する留意)

第9条 すべての人は、住民に情報を提供するに当たっては、性別による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、又は連想させるような表現その他過度な性的表現を行わないよう努めなければなりません。

第5章 男女共同参画を推進するための基本的施策

(基本計画)

第10条 町長は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」といいます。)を策定します。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めます。

(1) 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために必要な施策の大綱

(2) 男女の人権の尊重に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、柴田町男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、住民、事業者及び教育関係者の意見を反映するよう努めます。

4 町長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

(施策の策定)

第11条 町は、施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を行います。

(1) 施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の形成に配慮すること。

(2) 基本理念に関する理解を深めるため、住民、事業者及び教育関係者へ情報の提供、広報啓発活動、学習の機会その他適切な施策を講ずること。

(3) 男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査研究を行い、その結果を公表すること。

(4) 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備し、常に関係機関と連携及び協力するよう努めること。

(5) 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。

(6) 毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表すること。

(教育の分野における施策)

第12条 町は、家庭教育、学校教育、社会教育等のあらゆる分野において、男女平等意識の醸成、個性及び能力の育成その他男女共同参画の推進のための必要な施策を講じます。

(性と生殖に関する健康と権利の確保)

第13条 町は、性と生殖に関する健康と権利が十分に確保されるように、情報の提供及び意識の啓発に努めます。

(農林業、商工業等の分野における施策)

第14条 町は、農林業、商工業及びサービス業の分野で、男女が共に充実感を持って働ける環境づくりを推進するため、必要な施策を講ずるよう努めます。

(防災及び復興分野における施策)

第15条 町は、防災及び復興分野で、男女共同参画の視点を踏まえた防災、被害者支援及び災害対応を推進するために必要な施策を講ずるよう努めます。

(家庭生活とその他の活動の両立支援)

第16条 町は、男女が共に育児、介護その他の家庭生活における活動及び地域、職場その他の社会のあらゆる分野における活動を両立できるよう必要な環境整備に努めます。

(積極的改善措置)

第17条 町は、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野の活動において、男女間の参画機会に格差が生じている場合は、住民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的改善措置を講ずるとともに能力開発に努めます。

2 町は、施策の立案及び決定に男女が平等に参画できるよう、審議会等の委員の構成及び人員配置について、基本計画に数値目標を掲げ、男女の均衡を図るよう努めます。

(性別による人権侵害に対する支援)

第18条 町長は、性別による人権侵害行為に関する相談者に対し、関係機関との連携の下に必要な支援を行います。

(苦情及び意見)

第19条 住民、事業者及び教育関係者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する苦情及び意見を町長に申し出ることができます。

2 町長は、前項の申出があった場合には、関係機関との連携の下に、適切に対応します。この場合において町長は、第 21 条で定める審議会に意見を聴くことができます。

(国際社会との協調)

第 20 条 町は、国際的な理解と協調の下に男女共同参画を推進するため、住民及び事業者が国際交流を図ることができるよう支援に努めます。

第 6 章 柴田町男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第 21 条 町長は附属機関として、柴田町男女共同参画推進審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議を行います。

- (1) 第 10 条に定める基本計画に関すること。
- (2) 第 11 条に定める施策に関すること。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、男女共同参画推進に関すること。

第 7 章 雑則

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

柴田町男女共同参画推進審議会条例

平成 24 年 6 月 14 日
条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、柴田町男女共同参画推進条例(平成 24 年柴田町条例第 1 号)第 21 条の規定に基づき、柴田町男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、柴田町男女共同参画推進条例第 21 条第 2 項各号に掲げる事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 公募による者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満とならないものとする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 審議会は、会議において委員以外の者に意見又は説明を聴く必要があると認めるときは、会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、まちづくり政策課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

(特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年柴田町条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

令和2・3年度柴田町男女共同参画推進審議会委員名簿

	条例上の区分	氏名	所属(機関・団体)等
1	学識経験のある者	◎ ^{さくやま みちこ} 作山 美智子	東北文化学園大学
2	公募による者	^{おおつき ゆきこ} 大槻 幸子	
3	//	^{おおぬま いくみ} 大沼 育美	
4	//	^{ひらま けいた} 平間 啓太	
5	//	^{さわだ かつひろ} 澤田 勝弘	
6	町長が特に必要と認める者	^{しょうじ ようこ} 庄司 洋子	柴田町教育委員会
7	//	^{いけだ きよまさ} 池田 清将	みやぎ仙南農業協同組合
8	//	^{はせがわ みちこ} 長谷川 美智子	柴田町シルバー人材センター
9	//	○ ^{あおき あきら} 青木 明	柴田町商工会
10	//	^{やしま ひろあき} 八島 裕晃	柴田町社会福祉協議会

(◎…会長、○…副会長)

■次世代育成支援対策推進法とは

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月1日から施行されています。この法律は平成26年度末までの時限立法でありましたが、法改正により法律の有効期限が令和7年3月31日まで10年間延長されました。（平成27年4月1日施行）

企業が取り組むこと

○この法律において、企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」（下記参照）を策定することとなっており、**常時雇用する労働者が101人以上の企業**は、この行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが**義務**とされています。（100人以下の企業は努力義務）

認定・特例認定を申請できます

○企業の自発的な次世代育成支援に関する取組を促すため、行動計画に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより、厚生労働大臣の認定（**くるみん認定**）を受けることができます。さらに、認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い一定の基準を満たすと、特例認定（**プラチナくるみん認定**）を受けることができます。

認定・特例認定を受けると

○認定、特例認定を受けた企業は、子育てサポート企業としてそれぞれ「認定マーク（愛称：くるみん）」、「特例認定マーク（愛称：プラチナくるみん）」を商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRすることができ、この結果、企業イメージの向上や、優秀な労働者の採用・定着を図ることができます。

※特例認定後は、行動計画の策定・届出義務が免除される代わりに、「次世代育成支援対策の実施状況」について毎年少なくとも1回、公表を行う必要があります。

○認定・特例認定を受けた企業には、**公共調達における加点評価等**があります。（28ページ参照）

■一般事業主行動計画とは

企業が次世代法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画のことです。

行動計画に書くべきこと

○企業は、労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、行動計画に以下の内容を定めます。

①計画期間 ②目標 ③目標を達成するための対策の内容と実施時期

行動計画を策定したら

○常時雇用する労働者が101人以上の企業には、行動計画を策定・届け出るとともに、一般への**公表**、**労働者への周知**が**義務**付けられています。（100人以下の企業は努力義務）

常時雇用する労働者とは

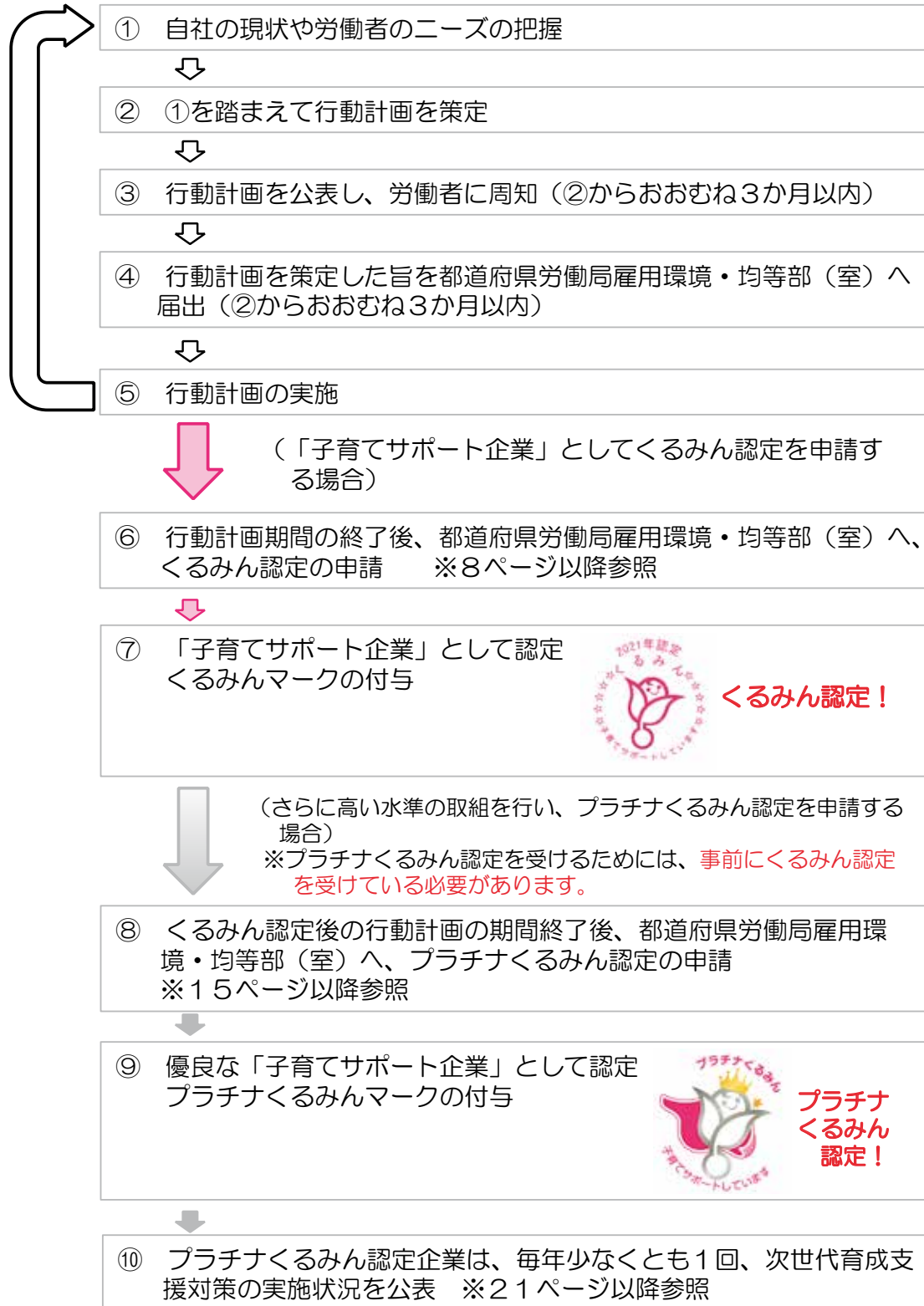
正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、以下の①または②のいずれかに該当する労働者を指します。

①期間の定めなく雇用されている者

②過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者または雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者（一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であってその雇用期間が反復更新されて、事実上①と同等と認められる者）

■ 行動計画策定→実施→くるみん認定→プラチナくるみん認定の流れ

○ 行動計画の策定から実施、くるみん認定、プラチナくるみん認定の流れは、以下の①～⑩のとおりです。



女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。
(労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)
 - 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項： ①女性採用比率 ②勤続年数男女差
③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
 - 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等(取組実施・目標達成は努力義務)
 - 女性の活躍に関する情報の公表
(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)
- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。

その他

- 原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。
- 10年間の時限立法。

パブリックコメント 実施概要

第5次しばた男女共同参画プランの素案を公表し、内容をお知らせするとともに、より良い計画とするため、令和3年2月1日から3月2日までの30日間、町民の皆様の意見を募集した結果、2名の方から9件の意見の提出がありました。

○素案の公表方法

- (1)町ホームページに掲載
- (2)指定場所での閲覧・配布

柴田町役場、槻木事務所、槻木生涯学習センター、船岡生涯学習センター、船迫生涯学習センター、船岡公民館、西住公民館、船迫公民館、農村環境改善センター、まちづくり推進センター、柴田町図書館

第5次しばた男女共同参画プラン

令和3年3月 発行

発行者 柴田町役場

編集 まちづくり政策課

〒989-1692 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目 3-45

電話 0224-54-2111

F A X 0224-55-4172

E-mail plan@town.shibata.miyagi.jp

町 HP <http://www.town.shibata.miyagi.jp>